

手術用顕微鏡システム脳神経外科仕様貸借契約

# 仕 様 書

令和 8 年 4 月

国家公務員共済組合連合会

新 別 府 病 院

## 【調達背景】

現在脳神経外科で使用している手術用顕微鏡は平成23（2011）年9月に導入したもので既に14年半の歳月が流れている。

当時取得した手術用顕微鏡のメーカーはオリンパス（現在のオリンパスマーケティング株式会社）製であった。

脳神経外科は昭和59（1984）年に開設され、今年で42年目を迎えるが、残念なことに三次救急病院を標榜しているにもかかわらず令和4（2022）年度より常勤医師が不在となる事態となり、令和7（2025）年4月に現在の島内医長（令和8年4月より部長）が着任されるまで実に3年間も続いた。

脳神経外科常勤医着任に伴い、三次救急受入体制の整備が必要となり、当然のことながら治療のメインとなる手術用顕微鏡も3年間使用していなかったため、事務部長の指示によりオーバーホールが実施され、救急患者受入態勢の構築にあたった。

ところが、令和7年10月に入り、患者治療中に手術用顕微鏡のモニター画面が大きくチラつくようになり、繊細な治療を行う脳神経外科にとって致命的な現象が生じるようになった。

結果として現行品では使用に耐えなくなり、その後は対象患者がある都度、デモンストレーションを行いながらやりくりすることとなったが、これは当院が国家公務員に準じた国公準拠という性質上、令和7年度事業計画に於いて手術用顕微鏡の導入計画がなされていないことに起因するものであった。

令和5（2023）年4月に未曾有のコロナ感染症が5類感染症となってからは、国からのコロナ補助金が支給されなくなり、医療機関は全国的に経営悪化が顕著となって久しいが、これは当院とて例外ではなく、令和6年度並びに令和7年度の2期で計▲1,000,000千円の累積赤字を計上するに及び、高額医療機器の導入はなかなか厳しくなっていることは当然否定は出来ないが、少なくとも三次救急病院は「最後の砦」であり、高度の医療を提供することが大前提であり、且つエンドユーザーである患者さまに思いを致した時、極めて厳しい経営状況であるが、それでも必要最低限の医療機器は更新しなければならないというのは論を待たないところである。

ところが、ここ数年は明らかに医療機器等の更新が遅滞して問題が先送りとなっている状況が続いていることが災いし、現段階で電子カルテ更新・脳血管造影装置に加え、果ては手術用ロボットの導入まで控えている状況では、手術用顕微鏡の導入さえも危ぶまれるような状況となっていたのは想像に易いことであろう。

そのような折、「必要な時だけ必要な台数をすぐにお届け」というリーフレットが飛び込んできたのである。

本来ならば、手術用顕微鏡は医療器具機械であるため、予定される取得価格が10,000千円（税込）を超過すると見込まれる場合、新別府病院（以下「当院」という。）の母体である国家公務員共済組合連合会に入札許可申請を行わなければならないルールとなっている。

事実、令和8年度に於ける事業計画では、上述する経営状況に鑑み、「手術用顕微鏡はリース契約とすること」という指導を先刻受けているところである。

ただ、過去の事例では、一旦は手術用顕微鏡の入札を実施し、いずれかが落札されたとして、そこで元本が決定した上で、改めてリース会社に対してリース契約に於ける入札を実施するという、二段階入札の手続きを行うのが一般的であった。

だが、一方で院内に於ける基準寝具やカーテンといった賃借契約では入札に参加する業者側で予めリース契約を行った上で、交換業務などの役務の調達を付与した、「メンテナンス付きリース」が広く浸透しているのが現実である。

そうか、そうだったのか。

医療器具機械を取扱う販売代理店は、販売することばかりに執着してユーザー側の実情に合わせて代理店側でリースを組むことなど、到底有り得ないことであった訳だが、この部分に着目した販売代理店が現れたということに気が付いたのである。

この形が取れるのならば、極めて早期に機器更新が可能となるだけでなく、保守契約を含んでいるため、術者も安心して治療に専念出来るばかりか、二段階入札といった極めて非効率的な労務さえも解消することとなり、まさに当院が求めていたものがここにあったと言えよう。

入札に参加される業者（以下、「事業者」という。）にあっては、上記を十分に理解し、事業者側でメンテナンス（保守）付きリースを組んだ上で参加されたい。

- 1 賃借件名  
手術用顕微鏡システム脳神経外科仕様の賃借
- 2 賃借対象装置名  
三鷹光器株式会社製 MM77/SOH 手術顕微鏡（オーバートランス型） 1式
- 3 契約履行場所  
〒874-8538 大分県別府市鶴見二丁目8番30号  
国家公務員共済組合連合会 新別府病院 手術室
- 4 契約履行期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日（60ヶ月5年リース）
- 5 入札参加資格  
入札参加資格は、次の要件を満たすこと。
  - 5.1 薬事法第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けた者であること。
  - 5.2 医療安全管理の観点から、事業者は自社資産としての医療機器貸与業務に5年以上の経験を有すること
  - 5.3 資格審査結果通知書（全省庁統一資格審査）において、令和8年度に「九州・沖縄」地域で「賃貸借」のA、B、C又はBの等級に格付けされている者であること。
- 6 賃借物件の機器的性能面について  
賃借を予定する手術用顕微鏡は、以下で構成されること。
  - ・手術用顕微鏡本体
  - ・光源装置
  - ・フロアスタンド

## ・画像記録装置

### 1. 手術用顕微鏡本体

手術用顕微鏡鏡基部は、次の要件を満たすこと。

- 1.1 倍率変倍機構は、フットスイッチ、ハンドスイッチによる電動式であること。  
また、鏡基部本体のズーム比は 1:10 以上で、変倍スピードの調整が可能であり緊急時の手動調整が可能であること。
- 1.2 対物レンズの作業距離は 200mm~650mm の範囲であり、対物レンズは交換不要であること。
- 1.3 フォーカス機構は、フットスイッチ、ハンドスイッチによる電動式でフォーカススピードの調整が可能であり、緊急時の手動調整が可能であること。
- 1.4 ズーム倍率に応じて視野径を自動的に調整することが可能であること。
- 1.5 術者用鏡筒に対して助手用鏡筒は 180 度方向・対面の同軸立体鏡筒が装着でき、3 名同時観察が可能なこと。
- 1.6 照明系は光源が独立した 2 軸照明であり、対物レンズ径は 80mm 以上であること。
- 1.7 ICG 蛍光観察機能を有していること。
- 1.8 アポクロマート光学系であり、総合観察倍率は最大で 20 倍以上であること。

### 2. 光源装置

光源装置は、次の要件を満たすこと。

- 2.1 光源装置は 400W 以上のキセノンランプを搭載していること。
- 2.2 2.1 に加え、緊急時の予備光源としてメイン光源と同じキセノンランプを搭載していること。また、ランプ切れの際は予備ランプに切り替えが可能であること。
- 2.3 キセノンランプ使用時間の確認が可能であること。
- 2.4 導入度、更新オプションにより、グリオーマ症例での励起蛍光観察装置が装填可能なこと。  
また、フルオロセイン/5-ALA 各蛍光観察に対応、同時搭載可能なこと。

### 3. フロアスタンド

フロアスタンドは、次の要件を満たすこと。

- 3.1 フロアスタンドはオーバーヘッドポジショニングが可能であること。
- 3.2 フロアスタンドはカウンターバランス方式の電磁ブレーキ方式であること。
- 3.3 鏡基部は電動 XY ローテーションを有しており、フットスイッチ、ハンドスイッチにより操作できること。  
また、オプションとしてズーム操作時の高速設定が可能であること。
- 3.4 フロアスタンドは 260Kg 以下であり、ベース部にはワンタッチ式のブレーキストッパーを有していること。
- 3.5 フロアスタンドのベース部には、4 つの大型キャスターが装備されており、平面 360° 自由な方向へ移動させることができること。
- 3.6 フロアスタンドのベースは 740mm×740mm 以下の大きさであること。
- 3.7 手術顕微鏡からの動画出力は、HD 信号 2 系統と SD 信号 1 系統の同時出力が可能であり HD-SDI・HDMI、各コネクタより各規格ケーブルを介して外部接続できること。

#### 4. 画像記録装置

画像記録装置は、次の要件を満たすこと。

フルハイビジョンのHD/ICGカメラを搭載していること。

また、各映像はフルハイビジョン・HD映像であること。

- 4.1 500GB以上の内蔵HDD記録装置を有していること。また外部USB/HDDでHD映像記録が可能なこと。
- 4.2 32型以上のモニター供覧装置を架台に搭載していること。
- 4.3 外部モニター上でのICG蛍光観察機能を有していること。

#### 7. 保守（メンテナンス）対応

機器賃借後の保守（メンテナンス）対応については、次の要件を満たすこと。

- 7.1 基本の点検回数は2回/年（半年に1回）で対応できること。
- 7.2 無料による出張メンテナンスを2回/年で対応できること。
- 7.3 保守点検の実施については、その時間帯に装置が使用されていないことを確認の上、あらかじめ計画作業を定めることが可能であること。
- 7.4 当院の既存設備との親和性や最新の技術動向に基づいた最適な機器選定を支援するため、賃貸取り扱いメーカー数が10社以上あり、かつ各社の最新の保守基準に準じた管理が可能な体制であること。
- 7.5 点検時、メンテナンス時における作業報告書を手術室並びに用度課に提出できること。

#### 8. リース契約

リース契約については、次の要件を満たすこと。

- 8.1 リース契約は5年間60回払いとし、その契約は事業者側で執り行うこと。
- 8.2 8.1により、5年間60回払いが終了した後は、手術用顕微鏡1式を当院側に無償譲渡できること。
- 8.3 本契約において提供される機器は、事業者が自ら所有し、かつ常時保守管理を行っているものであること（保守管理については新品を除く）。  
なお、第三者からの転貸（サブリース）による供給は、緊急時の対応および責任所在の観点から認めないものとする。

#### 9. 請求方法

請求方法については、以下の要件を満たすこと。

- 9.1 保守費用の支払いについて保守（メンテナンス）の点検月の如何に関わらず毎月賃借料の請求を行うことが可能であること。
- 9.2 また、入札は保守（メンテナンス）対応を含む年額で行うため、請求については1/60にて伝票を起算することが可能であること。
- 9.3 請求支払いにかかる振込手数料は事業者側で負担できること。

本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは、定めない事項については、国家公務員共済組

合連合会新別府病院が定めた役務請負契約基準を根拠に当院と事業者間とで信義と誠実に従って協議のうえ、解決することができること。

以上